

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年2月14日

【四半期会計期間】 第23期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)

【会社名】 G F A 株式会社

【英訳名】 GFA Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 片田 朋希

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山二丁目2番15号

【電話番号】 03 - 6432 - 9140(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 部長 高士 隼人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山二丁目2番15号

【電話番号】 03 - 6432 - 9140(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 部長 高士 隼人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第3四半期 連結累計期間	第23期 第3四半期 連結累計期間	第22期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年12月31日	自 2023年4月1日 至 2023年12月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高 (千円)	1,400,848	3,120,546	2,353,302
経常損失 ( ) (千円)	1,382,579	1,776,532	2,068,191
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失 ( ) (千円)	1,546,518	1,664,327	2,254,363
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	1,558,735	1,660,562	2,261,772
純資産額 (千円)	1,113,267	117,978	1,313,694
総資産額 (千円)	4,831,345	4,514,740	5,683,018
1株当たり四半期(当期)純損失 ( ) (円)	48.28	30.82	63.37
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	21.3	0.0	21.8

回次	第22期 第3四半期 連結会計期間	第23期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2022年10月1日 至 2022年12月31日	自 2023年10月1日 至 2023年12月31日
1株当たり四半期純損失 ( ) (円)	25.33	4.76

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第22期第3四半期連結累計期間、第23期第3四半期連結累計期間及び第22期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は以下の通りであります。

##### (金融事業)

第2四半期連結会計期間における株式会社ULU01の全株式売却により、同社を連結の範囲から除外しております。

##### (ゲーム事業)

第1四半期連結会計期間におけるクレーンゲームジャパン株式会社の株式取得に伴い、同社を連結子会社としております。

この結果、2023年12月31日現在では、当社グループは、当社、連結子会社12社、持分法適用会社2社の計15社により構成されることとなりました。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している以下の主要なリスクが発生しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

（継続企業の前提に関する重要事象等）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、当社グループの経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な悪影響を及ぼしており、前連結会計年度は、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しました。また、当第3四半期連結累計期間も、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しており、資金繰りに懸念も生じております。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループでは、このような状況を解消するために、財務状況の改善に向けて資金繰りの懸念を解消し、グループ内の既存事業を適切に推進することにより継続的に利益を獲得できる体制の構築を目指しております。前連結会計年度には第三者割当による新株及び第10回新株予約権の発行による資金調達を行いました。当連結会計年度においては株価低迷により想定された資金調達が進んでおらず、当社としては持続的な経営の早期安定化のため、財務体質の改善及び運転資金ならびに事業資金の確保が、現状の当社にとって肝要であると判断し、2023年12月にも第三者割当による資金調度を再度実施しております。

また、アフターコロナにおいては社会の正常化が進む中で、グループ内の既存事業も復調してきており、積極的な営業活動の強化を一層進めてまいります。しかしながら、これらの施策は計画実施途上もしくは計画検討中であり、特に資金調達の面で未達である状況を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が継続的に認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映していません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### 1．経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析

##### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間（2023年4月1日～2023年12月31日）における我が国経済の業況判断につきましては、日銀短観（2023年12月13日発表）によりますと、企業の景況感を示す業況判断指数（DI）が大企業製造業はプラス12で前回より3ポイント上がり、3期連続で改善しました。価格転嫁の進展や自動車生産の回復を背景に、景気の回復基調を裏付ける結果となりました。また大企業非製造業はプラス30となり、9月調査から3ポイント改善しました。新型コロナウイルス感染症の影響緩和や価格転嫁の進展を背景に7期連続の改善となり、1991年11月調査以来の高水準となりました。9月調査でプラス44だった宿泊・飲食サービスはさらに改善しプラス51となり、2004年の調査開始以来の最高を更新しました。

国内不動産業界につきましては、三鬼商事株式会社によりますと、2023年12月時点の都心5区（千代田・中央・港・新宿・渋谷）のオフィス平均空室率は6.03%となり、2023年9月より0.1ポイント下がりました。新築ビルでは、竣工1年未満のビルで大型成約が見られたため同空室率が低下し、既存ビルでは大規模ビルで募集開始の動きがあり、同空室率が上昇しました。

このような環境のもと、当社グループは、収益獲得のさらなる強化に努めてまいりました。この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高3,120,546千円（前年同四半期比122.7%の増）となり、経常損失1,776,532千円（前年同四半期は1,382,579千円の経常損失）、親会社株主に帰属する四半期純損失1,664,327千円（前年同四半期は1,546,518千円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### 金融サービス事業

金融サービス事業につきましては、主としてファイナンシャル・アドバイザー事業、投融資事業及び不動産投資事業の営業活動を行ってまいりました。ファイナンシャル・アドバイザー事業につきましては、取引先の資金調達支援や財務戦略の助言などに努めました。

投融資事業につきましては、様々な事業者の事業資金需要に応える事業融資を実行しました。これまでの中小規模法人への融資に加えて、与信も相対的に高い法人への大口融資も実施しています。不動産投資事業については、不動産の売却活動に加えて、物件の買入情報の収集にも従事しました。

しかしながら、経営投融資事業においては美容脱毛サロン事業の収益は増加しているものの、収益構造の性質上、店舗スタッフ人員確保に伴う費用、賃料等の店舗運営費及び運転資金の負担が継続的に先行しておりますが、当該の事業譲渡を行っております。

この結果、売上高は593,241千円（前年同四半期比56.8%増）、セグメント損失は953,220千円（前年同四半期は935,085千円のセグメント損失）となりました。

#### サイバーセキュリティ事業

サイバーセキュリティ事業につきましては、売上及び利益ともに想定の計画通りに推移し、特に新規のセキュリティコンサルティング案件が複数新たにスタートしております。

また、来年度の予算取り用の新規大型OPSWAT製品案件の見積作業も活発になっております。

この結果、売上高は487,507千円（前年同四半期比137.0%の増）、セグメント利益は68,775千円（前年同四半期は73,977千円のセグメント損失）となりました。

#### 空間プロデュース事業

空間プロデュース事業につきましては、宿泊施設の運営及びナイトクラブの運営による営業活動を行ってまいりました。

ナイトクラブの運営については、2023年10月にルーフトップカフェ&バー「The Mint Ginza」がオープンし、店舗運営も実施しております。宿泊施設の運営につきましては、インバウンド需要も好調であり、週末のみならず平日の宿泊も増加しております。

この結果、売上高は851,525千円（前年同四半期比4.2%の増）、セグメント損失は617,132千円（前年同四半期は191,205千円のセグメント損失）となりました。

#### ゲーム事業

ゲーム事業につきましては、第1四半期に子会社化したクレーンゲームジャパン株式会社が運営するオンラインクレーンゲーム「クレマス」の事業展開を図っております。インフルエンサーとして著名なRepezen Foxxとのコラボレーション及び限定商品の販売を「クレマス」と連動させるなど、オンラインクレーンアプリを中核に様々なYoutuber・インフルエンサーとの協業、企画を行っております。

この結果、売上高は283,134千円、セグメント損失は88,394千円（前年同四半期は32,569千円のセグメント損失）となりました。

#### 運送事業

運送事業につきましては、一般貨物自動車運送事業として、チャーター便、貸切配送便、ハンドキャリア、倉庫保管、医療品輸送などの営業活動を行ってまいりました。継続して、駐車場の貸出し等の安定的な収益獲得に加えて、新規取引先の開拓を行っております。

その結果、売上高は905,137千円、セグメント損失は3,459千円となりました。

財政状態は、次のとおりであります。

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は3,399,994千円となり、前連結会計年度末に比べ636,306千円減少しました。これは主に、受取手形及び売掛金が133,005千円増加した一方で、子会社株式取得などにより、現金及び預金が336,465千円、前渡金が101,930千円減少したことなどによるものであります。固定資産は1,114,745千円となり、前連結会計年度末に比べ531,972千円減少しました。これは主に、投資有価証券が305,744千円増加した一方で、事業譲渡により建物が546,675千円、商標権が276,699千円減少したことなどによるものであります。

この結果、総資産は4,514,740千円となり、前連結会計年度末に比べ、1,168,278千円減少しました。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は2,355,778千円となり、前連結会計年度末に比べ673,842千円減少しました。これは主に、短期借入金が683,054千円減少したことなどによるものであります。固定負債は2,040,983千円となり、前連結会計年度末に比べ701,279千円増加しました。これは主に、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により、新株予約権付社債が1,050,000千円増加した一方で、事業譲渡により資産除去債務が229,763千円減少したことなどによるものであります。

この結果、負債合計は4,396,761千円となり、前連結会計年度末に比べ、27,437千円増加しました。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は117,978千円となり、前連結会計年度末と比べ1,195,715千円減少しました。これは主に、新株式の発行及び新株予約権の行使等により資本金及び資本剰余金がそれぞれ211,445千円増加した一方で、親会社株主に帰属する四半期純損失1,664,327千円を計上したことなどによるものであります。

この結果、自己資本比率は0.0%（前連結会計年度末は21.8%）となりました。

(2) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、当社と株式会社ミュゼプラチナム（以下、「譲受会社」という。）間で、当社の美容脱毛サロン事業を譲受会社へ譲渡（以下、「本件譲渡」という。）する契約（以下、「本件譲渡契約」という。）を2023年11月30日付で締結し、2023年12月11日に事業譲渡を行いました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」をご参照下さい。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	98,000,000
計	98,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	58,254,500	63,845,151	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株数は100株で あります。
計	58,254,500	63,845,151		

(注) 「提出日現在発行数」欄には2024年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (2023年12月28日発行)	
決議年月日	2023年12月12日
新株予約権の数(個)	21
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり51円(注)2
新株予約権の行使期間	(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(注)4 資本組入額(注)4
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	(注)2
新株予約権付社債の残高(円)	1,050,000,000

新株予約権の発行時(2023年12月28日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 本転換社債新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、同時に行使された本転換社債新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
2. 新株予約権の行使時の払込金額
- 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
- 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。また、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。
- 転換価額
- 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は当初金51円とする。
- 当初転換価額は、2023年12月12日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）と同額であります。
- 転換価額は、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。
- 但し、修正日にかかる修正後の転換価額が26円（本新株予約権の発行に係る決議日直前取引日終値の50%に相当する金額の小数以下の端数を切り上げた金額）（以下「下限転換価額」といい、調整されることがあります。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限転換価額とします。
- また、本新株予約権付社債の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項に従って調整されることがあります。
3. 2023年12月29日から2025年12月26日(第13項に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前営業日)までの間(以下「行使期間」という。)とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
- 本転換社債新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格(会社法上の本転換社債新株予約権の行使に際してする出資の目的となる財産の1株当たりの価額)は、行使された本転換社債新株予約権に係る本社債の金額の総額を、本項第(3)号の本転換社債新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- 本転換社債新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
- 該当事項はありません。
- 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
- 当社と割当予定先は、本買取契約において、本新株予約権付社債について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権社債の転換、行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。
- 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
- 該当事項はありません。
- 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
- 該当事項はありません。
- その他投資者の保護を図るため必要な事項
- 該当事項はありません。

第12回新株予約権 (2023年12月28日発行)	
決議年月日	2023年12月12日
新株予約権の数(個)	294,118
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 29,411,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51(注)2
新株予約権の行使期間	2023年12月29日から2025年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

新株予約権の発行時(2023年12月28日)における内容を記載しております。

- (注) 1. (1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は29,411,800株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。))は100株とする。)。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2)当社が第10項及び第11項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- $$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (3)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
2. (1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - 2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、金51円とする。



(2)行使価額の修正

- 1)本新株予約権の当初行使価額は、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正される。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。「修正日」とは、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とする）。
- 2)行使価額は26円（本新株予約権の発行に係る決議日前日終値の50%）（但し、第11項の規定に準じて調整を受ける。）（以下、「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

(3)行使価額の調整

- 1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- 2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

本項(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2) 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \begin{matrix} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付され} \\ \text{た当社普通株式数} \end{matrix}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- 4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- 5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- 6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

第13回新株予約権 (2023年12月28日発行)	
決議年月日	2023年12月12日
新株予約権の数(個)	97,826
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,782,600(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	46(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年12月29日から2025年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 46.73 資本組入額 23.36
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

新株予約権の発行時(2023年12月28日)における内容を記載しております。

(注) 1. (1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は9,782,600株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。))は100株とする。)。但し、本項第(2)号ないし第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2)当社が第10項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. (1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする

2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、金46円とする。

(2)行使価額の調整

1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。株式分割により当社普通株式を発行する場合調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

本項(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2) 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された}}}{\text{調整後行使価額}} \frac{\text{当社普通株式数}}{\text{当社普通株式数}}$$

3)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年10月1日～ 2023年12月31日 (注)1	2,347,800	58,254,500	54,856	1,269,979	54,856	1,304,779

(注)1 . 新株予約権の行使による増加であります。

2 . 2024年1月1日から2024年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が5,590,651株、資本金及び資本準備金がそれぞれ105,522千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 300,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 55,601,700	556,017	
単元未満株式	普通株式 4,600		
発行済株式総数	55,906,700		
総株主の議決権		556,017	

【自己株式等】

2023年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
G F A 株式会社	東京都港区南青山 二丁目2番15号	300,400	-	300,400	0.53
計		300,400	-	300,400	0.53

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は次のとおりであります。

(1) 退任の役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	林 茂	2023年8月31日 (一身上の都合による退任)

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2023年10月1日から2023年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について監査法人アリアによる四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	888,115	551,650
受取手形及び売掛金	242,312	375,317
営業貸付金	1,867,825	1,726,206
営業投資有価証券	254,099	240,233
販売用不動産	410,444	381,138
商品	188,810	100,053
原材料及び貯蔵品	82,747	-
前渡金	170,033	68,103
その他	454,689	622,165
貸倒引当金	367,776	509,876
投資損失引当金	155,000	155,000
流動資産合計	4,036,300	3,399,994
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	617,200	70,525
土地	74,354	71,817
リース資産（純額）	99,360	85,437
その他（純額）	101,072	7,685
有形固定資産合計	891,987	235,465
無形固定資産		
商標権	276,699	-
のれん	52,716	311,440
その他	39,574	18,798
無形固定資産合計	368,989	330,238
投資その他の資産		
長期営業債権	400,963	488,828
投資有価証券	56,953	362,698
長期貸付金	167,242	172,159
繰延税金資産	201	22
敷金及び保証金	226,296	98,984
その他	73,883	54,012
貸倒引当金	539,800	627,665
投資その他の資産合計	385,740	549,041
固定資産合計	1,646,718	1,114,745
資産合計	5,683,018	4,514,740



(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
契約負債	219,837	55,099
買掛金	171,696	213,494
短期借入金	1,783,254	1,100,200
1年内返済予定の長期借入金	340,652	346,407
未払法人税等	21,713	18,026
未払金	338,370	406,842
リース債務	59,525	54,113
ポイント引当金	18,133	18,133
未払消費税等	20,563	90,781
その他	55,871	52,679
流動負債合計	3,029,620	2,355,778
固定負債		
新株予約権付社債	-	1,050,000
長期借入金	977,277	933,897
リース債務	54,860	43,010
資産除去債務	229,763	-
繰延税金負債	72,519	9,497
その他	5,283	4,578
固定負債合計	1,339,703	2,040,983
負債合計	4,369,324	4,396,761
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,058,533	1,269,979
資本剰余金	2,033,333	1,245,025
利益剰余金	2,843,737	2,508,060
自己株式	24,876	24,876
株主資本合計	1,223,254	17,932
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	17,172	17,959
その他の包括利益累計額合計	17,172	17,959
新株予約権	67,925	101,677
非支配株主持分	5,341	16,273
純資産合計	1,313,694	117,978
負債純資産合計	5,683,018	4,514,740

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
売上高	1,400,848	3,120,546
売上原価	715,771	1,703,235
売上総利益	685,077	1,417,310
販売費及び一般管理費	1,917,915	3,010,742
営業損失( )	1,232,838	1,593,432
営業外収益		
売買目的有価証券運用益	-	15,672
物品受贈益	13,918	-
受取利息及び配当金	1,302	1,067
為替差益	6,586	5,421
助成金等収入	9,838	-
保険解約返戻金	-	24,835
貸倒引当金戻入額	13,300	26,767
その他	3,690	35,928
営業外収益合計	48,636	109,693
営業外費用		
支払利息	72,351	194,624
支払手数料	36,204	81,071
持分法による投資損失	89,123	1,995
その他	699	15,101
営業外費用合計	198,378	292,793
経常損失( )	1,382,579	1,776,532
特別利益		
新株予約権戻入益	-	300
持分変動利益	-	8,766
負ののれん発生益	-	1,431
関係会社株式売却益	-	4,428
事業譲渡益	-	158,657
特別利益合計	-	173,584
特別損失		
違約金	15,700	-
投資有価証券評価損	146,854	4,999
固定資産売却損	-	5,097
減損損失	-	77,614
店舗閉鎖損失	-	1,132
固定資産除却損	10,043	13,350
特別損失合計	172,598	102,194
税金等調整前四半期純損失( )	1,555,178	1,705,142
法人税、住民税及び事業税	9,785	19,466
法人税等調整額	3,524	63,259
法人税等合計	6,260	43,792
四半期純損失( )	1,561,439	1,661,349
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失( )	14,921	2,977
親会社株主に帰属する四半期純損失( )	1,546,518	1,664,327

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
四半期純損失( )	1,561,439	1,661,349
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,703	786
その他の包括利益合計	2,703	786
四半期包括利益	1,558,735	1,660,562
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,543,814	1,663,540
非支配株主に係る四半期包括利益	14,921	2,977

## 【注記事項】

## (継続企業の前提に関する事項)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、当社グループの経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な悪影響を及ぼしており、前連結会計年度は、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しました。また、当第3四半期連結累計期間も、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しており、資金繰りに懸念も生じております。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループでは、このような状況を解消するために、財務状況の改善に向けて資金繰りの懸念を解消し、グループ内の既存事業を適切に推進することにより継続的に利益を獲得できる体制の構築を目指しております。前連結会計年度には第三者割当による新株式及び第10回新株予約権の発行による資金調達を行いました。当連結会計年度においては株価低迷により想定された資金調達が進んでおらず、当社としては持続的な経営の早期安定化のため、財務体質の改善及び運転資金ならびに事業資金の確保が、現状の当社にとって肝要であると判断し、2023年12月にも第三者割当による資金調度を再度実施しております。

また、アフターコロナにおいては社会の正常化が進む中で、グループ内の既存事業も復調してきており、積極的な営業活動の強化を一層に進めてまいります。しかしながら、これらの施策は計画実施途上もしくは計画検討中であり、特に資金調達の面で未達である状況を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が継続的に認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映していません。

## (連結の範囲又は持分法適用の範囲の重要な変更)

第1 四半期連結会計期間より、新たに株式を取得したクレーンゲームジャパン株式会社を連結の範囲に含めております。

第2 四半期連結会計期間より、全株式を売却した株式会社ULU01を連結の範囲から除外しております。

重要性が低下したため、第1 四半期連結会計期間より、T・N・H株式会社を持分法適用の範囲から除外しております。

## (四半期連結貸借対照表関係)

## 1 偶発債務

## (保証債務)

連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (2023年12月31日)
株式会社修和	- 千円	150,000千円

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
減価償却費	51,246千円	147,444千円
のれんの償却費	16,713千円	39,034千円

## (株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

## 1. 配当金支払額

該当事項はありません。

## 2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第3四半期連結累計期間において新株式の発行及び新株予約権の行使による払込みを受けました。

この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金及び資本剰余金がそれぞれ1,085,175千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が2,155,993千円、資本剰余金が2,130,793千円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

## 1. 配当金支払額

該当事項はありません。

## 2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第3四半期連結累計期間において新株式の発行及び新株予約権の行使による払込みを受け、資本金及び資本剰余金がそれぞれ211,445千円増加しております。

また、2023年6月27日開催の第22回定時株主総会決議に基づく減資の効力発生により、2023年8月1日付で資本金及び資本剰余金がそれぞれ1,000,000千円減少しております。

さらに、GFA FOODS株式会社の株式の一部売却により資本剰余金が200千円増加しております。また、株式会社エピソワの株式の追加取得により資本剰余金が46千円増加しております。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が788,554千円、資本剰余金が788,308千円減少し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が1,269,979千円、資本剰余金が1,245,025千円となっております。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

単位(千円)

	報告セグメント				合計
	金融サービス事業	サイバー セキュリティ事業	空間 プロデュース事業	ゲーム事業	
売上高					
一時点で移転される財 又はサービス	377,590	187,908	816,883	-	1,382,382
一定の期間にわたり 移転される財又はサー ビス	697	17,768	-	-	18,466
顧客との契約から生じ る収益	378,288	205,676	816,883	-	1,400,848
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への 売上高	378,288	205,676	816,883	-	1,400,848
セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	378,288	205,676	816,883	-	1,400,848
セグメント損失( )	935,085	73,977	191,205	32,569	1,232,838

(注)報告セグメントの利益又は損失は営業損益ベースの数値であります。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					合計
	金融サービス 事業	サイバー セキュリティ 事業	空間 プロデュース 事業	ゲーム事業	運送事業	
売上高						
一時点で移転される 財又はサービス	356,857	463,495	851,525	283,134	905,137	2,860,149
一定の期間に わたり移転される財 又はサービス	236,384	24,012	-	-	-	260,396
顧客との契約から生 じる収益	593,241	487,507	851,525	283,134	905,137	3,120,546
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への 売上高	593,241	487,507	851,525	283,134	905,137	3,120,546
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	593,241	487,507	851,525	283,134	905,137	3,120,546
セグメント利益 又は損失( )	953,220	68,775	617,132	88,394	3,459	1,593,432

(注)報告セグメントの利益又は損失は営業損益ベースの数値であります。

## 2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、前連結会計年度において運送事業を行う株式会社フィフティワンを連結範囲に含め、前第4四半期連結会計期間からの業績を連結損益計算書に取り込んでおります。当該事実を鑑み、前連結会計年度第4四半期から報告セグメントとして「運送事業」を新たに追加しております。なお、報告セグメントの変更が前第3四半期連結累計期間のセグメント情報に与える影響はありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

### (固定資産に係る重要な減損損失)

第2四半期連結会計期間において、太陽光発電施設が売却予定となったことにより、金融サービス事業において、6,203千円の減損損失を計上しましたが、当第3四半期連結会計期間に当該固定資産の売却が完了したため、減損損失から固定資産売却損に振り替えています。

第2四半期連結会計期間において、将来の回収可能性を検討した結果、サイバーセキュリティ事業において、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として35,130千円計上しました。また、空間プロデュース事業において、営業損益が継続してマイナスである店舗などについて、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として35,397千円計上しました。

当第3四半期連結会計期間において、将来の回収可能性を検討した結果、金融サービス事業において、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として4,727千円計上しました。また、空間プロデュース事業において、営業損益が継続してマイナスである店舗などについて、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として2,359千円計上しました。

### (のれんの金額の重要な変動)

第1四半期連結会計期間において、クレーンゲームジャパン株式会社の株式を取得したため、連結の範囲に含めております。これにより「ゲーム事業」において、のれんが310,787千円発生しております。

(企業結合等関係)

(事業の譲渡)

当社は、当社と株式会社ミュゼプラチナム(以下、「譲受会社」という。)間で、当社の美容脱毛サロン事業を譲受会社へ譲渡(以下、「本件譲渡」という。)する契約(以下、「本件譲渡契約」という。)を2023年11月30日付で締結し、2023年12月11日に事業譲渡を行いました。

## 1. 事業譲渡の概要

### (1) 譲渡先企業の名称

株式会社ミュゼプラチナム

### (2) 譲渡した事業の内容

美容脱毛サロン「キレイモ」の運営28店舗すべての運営・管理

### (3) 事業譲渡を行った主な理由

当社として、本件譲渡の実施は、2023年10月5日付「(開示事項の経過)美容脱毛サロン事業の譲渡に関する基本合意のお知らせ(当社関連会社の株式会社エピソワへの出資)」において開示のとおり、譲受会社より当社の展開してきた店舗運営体制の再構築に一定の評価を頂いており、その結果、安定した店舗運営の環境整備を持続するべく、店舗運営実務を担う株式会社エピソワに対して、譲受会社の親会社である船井電機・ホールディングス株式会社より出資を受けております。これにより、ミュゼとは協力的な協業体制を築きながら、株主である関係各社(当社グループ含む)の利益貢献に尽力することが可能となります。また株式会社エピソワは、引き続き店舗運営業務を委託されるため、その業務委託の対価として収益改善も見込まれるものと判断いたしました。

### (4) 事業譲渡日

2023年12月11日

### (5) 法的形式を含む取引の概要

受取対価が現金等の財産のみとする譲渡

## 2. 実施した会計処理の概要

### (1) 譲渡利益の金額

158,657千円

譲渡収益の金額は事業譲渡に関連するその他の費用を含めています。

### (2) 譲渡した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 94,391千円

固定資産 738,150千円

資産合計 832,541千円

流動負債 819,901千円

負債合計 819,901千円

### (3) 会計処理

当該譲渡事業の帳簿価額と売却価額との差額は、事業譲渡に関連するその他の費用と合わせて「事業譲渡益」として特別利益に計上しております。

## 3. セグメント情報の開示において、当該事業が含まれていた区分の名称

金融サービス事業

## 4. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

営業収益 315,994千円

営業利益 969,337千円



(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり四半期純損失	48円28銭	30円82銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失(千円)	1,546,518	1,664,327
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失(千円)	1,546,518	1,664,327
普通株式の期中平均株式数(株)	32,030,496	53,987,448
希薄効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連 結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第10回新株予約権 17,936,400株	第1回無担保転換型 新株予約権付社債 券面総額1,050,000,000円 新株予約権の数21個 第12回新株予約権 29,411,800株 第13回新株予約権 7,434,800株

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式併合)

当社は、2024年1月26日の取締役会において、2024年3月22日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に、株式併合(以下「本株式併合」といいます。)に関する議案を付議することを決議いたしました。

本株式併合については、2024年1月5日付「株主による臨時株主総会招集請求に関するお知らせ」において開示しましたとおり、当社の株主である合同会社CP1号匿名組合(以下「提案株主」といいます。)から、臨時株主総会招集の請求及び本株式併合の提案を受けたことによるものです。

なお、「1.株式併合の目的及び理由」については、提案株主からご提案いただいたものを記載しております。

1.株式併合の目的及び理由

東京証券取引所の有価証券上場規程においては望ましいとされる投資単位の水準を「5万円以上50万円未満」( )としておりますが、当社の株価は2023年12月28日現在で42円となっており、極めて低水準となっております。これは当社がこれまで株式分割や無計画な増資を繰り返してきた結果であり、増資による資金調達で企業価値の向上・株価の上昇に寄与することも無く、いたずらに発行可能株式数を増加させることでダイリューションによる株価の下落を引き起こし、既存株主の資産価値を大きく毀損させる結果となっております。加えて、投資単位が少額であることから小口株主を大量に発生させることとなり、オンライン証券を通じた少額の売買が繰り返される一方で取引額は伸びないという悪循環を招いております。一種のマネーゲームを引き起こす結果ともなっていると云わざるを得ません。また、投資家の数が大幅に増加したことによる当社の事務負担が増加していることが予想され、管理コストの増加につながっていることは容易に推察されます。これらの事項に鑑み、当社の発展と企業価値の向上、ひいては株価の堅実な上昇を実現していくためにも、株式の併合を実施することで真に当社のサポーターとなり得る株主を中心とする体制に修正していくことが求められていると思ひ、この度、株式併合を提案するものであります。

( )「東証の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である5万円以上50万円未満」の規程は、2023年10月に下限の「5万円以上」が削除され、「50万円未満となるよう努めること」に改訂されております。

## 2. 株式併合の要旨

## (1) 併合する株式の種類

普通株式

## (2) 併合の割合

10株につき1株の比率をもって併合します。

## (3) 効力発生日

2024年5月1日

## (4) 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(2023年12月31日現在)(注1)	58,254,500株
併合により減少する株式数(注2)	52,429,050株
併合後の発行済株式総数(注2)	5,825,450株

(注1)「併合前の発行済株式総数」は、当第3四半期連結会計期間終了後の新株予約権の行使等により発行された株式数は含まれておりません。

(注2)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

## (5) 併合後の発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数(2023年12月31日現在)	98,000,000株
併合前及び本臨時株主総会後の発行可能株式総数(注1)	220,000,000株
併合後の発行可能株式総数(注2)	22,000,000株

(注1) 2024年1月26日付の取締役会において、本臨時株主総会において株主提案である本株式併合の他、会社提案として発行可能株式総数を増加させる定款一部変更について付議することを決議しております。そのため、「併合前及び本臨時株主総会後の発行可能株式総数」は、当該定款の一部変更が原案どおり承認可決され、定款一部変更の効力が発生した場合の発行可能株式総数を記載しております。

(注2) 会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日に変更されます。

## (新株予約権の行使による増資)

当第3四半期連結会計期間終了後、2024年2月14日までの間に、第三者割当による第12回新株予約権の一部の権利行使が行われております。当該新株予約権の行使の概要は以下のとおりであります。

(1)行使された新株予約権の個数	5,886個
(2)発行した株式の種類及び株式数	普通株式 588,600株
(3)資本金増加額	10,643千円
(4)資本準備金増加額	10,643千円

## (転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の権利による増資)

当第3四半期連結会計期間終了後、2024年2月14日までの間に、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の一部の権利行使が行われております。当該権利行使の概要は以下のとおりであります。

(1)新株予約権の行使個数	7個
(2)発行した株式の種類及び株式数	普通株式 9,319,204株
(3)転換価額の総額	350,000千円
(4)資本金増加額	175,000千円
(5)資本準備金増加額	175,000千円

## (保証債務)

当社は、当第3四半期連結会計期間終了後、2024年1月に連結子会社以外の会社の借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社ミュゼプラチナム 400,000千円

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月14日

G F A 株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人アリア

東京都港区

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 山中 康之

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているG F A株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、G F A株式会社及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループでは、前連結会計年度に引き続き、当第3四半期連結累計期間も、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しており、資金繰りに懸念も生じている。これらの状況から、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記（保証債務）に記載のとおり、会社は、2024年1月に、株式会社ミュゼプラチナムの借入4億円に対して債務保証を行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないか

どうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。

監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。